

NJ素流協 News

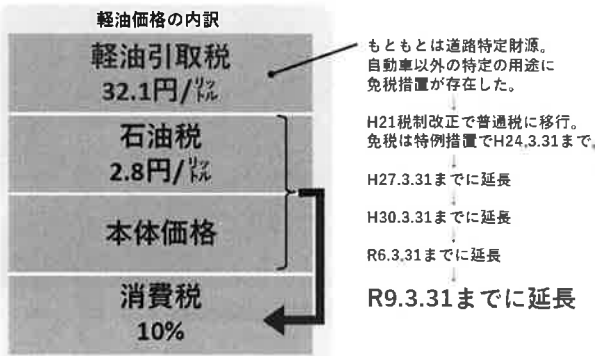
令和7年3月10日

第242号

令和7年3月10日発行・発行所 ノースジャパン素材流通協同組合 〒020-0024 盛岡市菜園1丁目3-6（農林会館5階）
TEL 019(652)7227 / FAX 019(654)8533 / <https://www.soryukyo.or.jp>

免税軽油って？

免税軽油・・・軽油価格の中から、軽油引取税が免税された軽油



令和7年2月21日（金）、滝沢市のツガワ未来館アピオ岩手産業文化センターにおいて、組合員16名の参加により「免税軽油に係る書類作成勉強会」をテーマとした第2回林業経営講座を開催しました。

免税軽油とは、軽油価格の中から軽油引取税（32・1円/ℓ）が免税された軽油のことです。

令和6年度第2回林業経営講座を開催しました

— 免税軽油に係る書類作成勉強会 —

平成21年に軽油引取税が道路特定財源から普通税に移行して以降、3年ごとに免税の特例措置が延長されてきました。現在は令和9年3月まで免税措置が延長されているところですが、延長の度に、政府税制調査会において使用者数や使用実績が伸びていないことを厳しく指摘され、その是非が取り沙汰されています。このままでは特例措置の延長が危ぶまれる状況である一方、使用状況の回答調査等より、免税軽油使用に係る書類作成が難しいと考えている組合員も多いことから、今回の勉強会を開催しました。

内容は、書類の作成についてより実践的な勉強会となるよう、初回の申請から月次報告、次回申請まで一連の流れに沿って、必要となる書類を実際に作成することとしました。また、す



講座の様子

に免税軽油を使用している組合員をアドバイザーとしてお迎えし、日頃実践している立場からのアドバイスをいただきました。

講座では最初に、免税軽油の概要や基本的な手続きの流れ、必要な書類について、スライドを用いて事務局から説明をし、書類作成の実践を行いました。まずは、初回の申請手続きで使用する免税証交付申請書、免税軽油使用者証交付申請書を作成しました。

記入項目の中で、免税軽油の使用機械については、事務局であらかじめ準備した機械のカタログか

ら必要な項目を記入しました。

また、免税証を交付申請する免税軽油の必要数量は、燃料の使用実績から計算しなければなりません。2回目以降の申請には、添付書類として決められた様式を使って申請数量を算出する必要があります。今回は事務局があらかじめ作成した作業日報等から添付書類を作成し、申請数量を求めるところにしました。細かい数字を追って記入したり、計算を伴う作業となるため、スライドを使った説明を交えながら工程ごとに作業を区切って進めました。

必要な添付書類である、免税軽油使用実績表と免税証受払簿を作成した後、免税軽油の引取り等に係る報告書を作成しました。

続いて作成した免税軽油使用実績報告書と免税軽油使用見込積算書によって申請数量が算出されたため、その数量を用いて、2回目以降の免税証交付申請書を作成し、以上をもって一連の書類の流れを体験することができました。



実際に書類を作成してみます！

この勉強会は、免税軽油に係る書類の作成において、必要となる事項や数字の根拠を確認、理解いただくことを目的に企画しました。限られた時間の中での作業でしたが、参加いただいた方の免税軽油使用申請の一助となれば幸いです。最後に、作業に加わりながら、得難いアドバイス等を頂戴しました。アドバイザーの方に、心より感謝申し上げます。

まだ免税軽油を活用していない方で、相談を希望される方は当組合までご連絡ください。

トピックス

東北地区原木トラック運送協議会

東北森林管理局に要望書を提出しました！

東北地区原木トラック運送協議会は、2月18日、秋田市の東北森林管理局において、大政康史局長に「令和6年度国有林材の効率的で安全な運送に向けた要望書」を提出し、要望事項の説明と意見交換を行いました。

同協議会からは松田光治会長(有限会社三栄興業 代表取締役)を含む11名、協議会事務局を務める当組合からは鈴木信哉理事長、野田秀一経営企画課課長補佐の2名が出席しました。

東北森林管理局からは、大政局長のほか、森林整備部6名に対応いただきました。

要望事項の概要は以下のとおりです。

1. 林道整備について

①林道技術育成プロジェクトチーム合同現地検討会と工場視察の継続

林道を利用する側、林道を作設維持管理する側との情報共有の場として、現地検討会・工場視察の継続。

②林道補修、除雪等の業者選定について

林道を使う側の情報・経験を持った事業者の選定、又は新規参入事業者の場合は、施業等の指導をしていただくよう要望。

③25tトラック対応の林道整備

旧林道規格の土場からの搬出条件(22tトラック以下と指定)があり、より効率的な原木運送のためにも、25tトラックが走行できるような林道整備を要望。

2. 生産事業について

①集材・樅積みと林道の動線分割

林道を保全しながら有効的に使用できるよう、集材作業・原木運搬との動線の分割化及び請負作業事業者への引き続きの指導を要望。

- ② 運搬時期に応じた極積み(林道に対して縦積み・横積み)の改善
国有林材を運搬する際、季節に応じて林道状況も変化するため、トラックへの積み込みが容易に出来るよう、極積み方法の指導を要望。
- 3. 中間土場の設置について
① 大型トラック・各種トレーラ等による直送が可能な中間土場の設置
- 置
原木の安定供給や流通の変化に対応できるよう、原木丸太を集積する中間土場の設置。または、利用方法についての検討を要望。
- 4. 国有林請負生産丸太の「中出し運搬事業」の確立について
① 大型トラック等に、積み込みができる中間土場までの中出し運搬業務(入札)
「山土場から中間土場」、「中間土場から工場」と分業することによる効率的な原木輸送を目的として、中出し運搬業務(入札)を要望。
- 5. 森林・林業木材産業グリーン成長総合対策事業について

① 原木トラック購入補助交付金の活用実績

これまでの原木運送トラック購入補助の活用実績について報告し、引き続きの協力を要望しました。

② 原木運送トラック安全対策のための項目追加

丸太落下事故防止のためのスタンション再架装や荷締機等の安全対策費用を補助項目に追加すること等を要望。



大政局長(写真 前列左側)に要望書を提出
要望書の表紙は木の紙を使用しました!

大政局長からは、「どうしたら安全で効率的な運材ができるか、山の状況を考えながら進めていきた

い。」等お話いただきました。

この度の要望活動において、東北森林管理局大政局長、森林整備部担当職員の方々に厚く御礼申し上げます。



意見交換会の様子

伐採搬出・再造林ガイドライン全国連絡会議ミニサミットが行われました

2月7日(金)、岡山県津山市で

「伐採搬出・再造林ガイドライン全国連絡会議ミニサミット」が行われ、当組合から一条参与兼経営

企画管理部長が参加しました。

サミットでは、「再造林を考える」をテーマに、基調講演や全国の事例紹介、パネルディスカッション等が行われました。

合法木材等供給事業者研修会に参加しました

2月6日(木)、岩手県木材産業協同組合、一般社団法人全国木材組合連合会が主催する合法木材等供給事業者研修会が盛岡市で開催されました。

本研修会は、令和7年4月施行となる改正クリーンウッド法の概要と義務内容、ライフサイクルGHGに対応した発電用木質バイオマス証明に関する行動規範等に関する理解を深めることを目的として開催されました。ポイントを抜粋してご紹介します。

◎改正クリーンウッド法について

改正クリーンウッド法における木材等の譲受け等に係る義務及び努力義務の内容は表のとおりです。

特に、丸太を最初に入手する第1種木材関連事業者に該当する製材事業者等は規模に関わらず原材

素材生産販売事業者 【義務】 第1種木材関連事業者の求めに応じた情報提供	木材関連事業者	
	第1種木材関連事業者 【義務】 ①原材料情報の収集、合法性の確認 ②記録の作成・保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達	第2種木材関連事業者 【努力義務】 ①情報の受取 ②情報の保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達
	【努力義務】 ①体制整備 ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置 ③違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置 ④消費者等への情報伝達 ⑤登録事業者等であることの情報提供 〈登録木材関連事業者〉登録実施機関への年度報告	

料情報の収集をはじめとした義務があること、素材生産販売事業者にも第1種木材関連事業者の求めに応じた情報提供の義務があることは要注意です。

◎ライフサイクルGHGについて

木質バイオマス発電のライフサイクルGHGとは、バイオマス燃料の原料収集、輸送や加工、発電利用等の工程で排出される温室効果ガス（GHG・Greenhouse Gas）の総量を指します。

2022年度以降にFIT・FIP認定を受けた1000kW以上の発電案件、2021年度までのFIT・FIP認定で燃料計画の変更認定を受ける1000kW以上の発電案件については、ライフサイクルGHGを火力発電に比べて70%減とすることを求められており、各発電事業者がライフサイクルGHGを算定することとなりました。

ライフサイクルGHGの算定にあたり、国内木質バイオマスのGHG関連情報は、木質バイオマス

証明ガイドラインに基づき認定団体からの認定を受けた事業者が、由来に関する情報と合わせて適切な分別管理を行った上で、証明書との連鎖により発電事業者に伝達する必要があります。

そこで、各認定団体は新たにGHG対応を含めた行動規範を策定し、各事業者がGHG関連情報を適切に収集・管理・伝達できるか審査・認定をするため準備を進めているところです。

岩手県内の認定団体は、今年度内に各団体の行動規範を策定し、来年度からGHG認定を開始する予定とのことです。

当組合では、改正クリーンウッド法に関する勉強会とGHG認定研修会を4～5月に開催予定です。

他団体から事業者認定を受けている組合員の皆様もGHG認定の申請を進めていただくようお願いいたします。

もりおかシゴト交流会に参加しました

NJ素流協は、2月27日（木）、岩手県盛岡市で、学生と盛岡の企業24社が交流する「もりおかシゴトミーグリ（交流会）」に参加しました。

これから就職活動が始める若者を対象に、企業は6つのテーマで4社ごとにグループとなりました。NJ素流協は、「地域・社会への貢献を実感」のテーマグループで参加し、座談会方式で意見交換を行いました。

お知らせ

日本木材学会大会でブース出展します！

3月19日（水）～21日（金）に宮城県の仙台国際センターで「第75回日本木材学会大会」が行われます。

この大会は、研究発表などを通

して会員相互の研鑽、情報交換、親睦をはかるために毎年1回、全国各地で開催されていますが、東北では初開催となります。

NJ素流協は、組合の仕組みや取り組み内容等に参加する学生等に紹介するブース出展を行う予定です。ぜひお立ち寄りください！

安全衛生に関する経費の補助があります！

株式会社森林環境リアライズが、林野庁補助事業「林業労働安全確保対策事業」に伴う公募を開始しました。

本事業は、安全で衛生的な職場づくりを通じた林業労働力の確保に向けた取り組みを支援するもので、県の認定事業主や選定経営体等を対象に安全衛生装備・装置の導入と研修経費をセットで補助します。

【対象】

認定事業主・選定経営体等

【補助事業の条件】

●安全衛生装備・装置の導入と労

働安全研修をセットで行う。
●「環境負荷低減チェックシート」を提出する。

●農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範・林業)の「事業者向けチェックシート」を提出する。

●事業完了までに林業労働安全強化対策事業に伴う作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受診する(受診に伴う経費は不要)。

【補助内容】

・安全衛生装備・装置の1製品(個)単価上限:50万円未満

・1団体あたりの事業費上限:400万円(補助率2分の1以内)

【申請締め切り】

4月18日(金) 17時必着

※昨年度から対象とする経営体が拡充されたため、数多くの申請が予想されます。早めに申請しましょう。

詳しくは、林業労働安全確保対策事業 事務局(株式会社森林環

境リアライズ)のホームページをご覧ください。

株式会社森林環境
リアライズHP
<https://www.f-realize.co.jp/anzenr07/>



野外での火の取り扱いにご注意を!!

「ふるさとの山を守ろう 火の手から」

(全国統一標語)

3月1日から3月7日に、令和7年全国山火事予防運動が実施されました。

雪解け後の3月〜5月は、野山が乾燥し、風の強い日も多いため、山火事が起きやすい気象条件が揃います。

岩手県大船渡市では、全国でも近年稀にみる大規模な森林火災が発生しました。被害に遭われた皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

今号が発行される頃には山火事予防運動の実施は終了していますが、引き続き火の取り扱いには十分注意しましょう。

「火入れ」・「野焼き」などの注意点

●火入れ

森林又はその周囲1kmの範囲内で立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却するために焼く「火入れ」は市町村長の許可が必要です!あらかじめ必要な防火対策を講じることがも忘れずに!

火入れは、地拵え・開墾準備、害虫駆除・焼き畑・牧草の改良に限って許可を受けることができます(森林法)。

●野焼き

枯草や廃棄物を焼却する野焼きは原則禁止です!(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

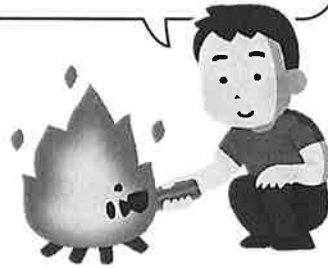
●たき火

たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる軽微なものであっても、消防署へ「火災とまぎらわしい発煙の届け出」が必要です(市

町村等の条例)。

強風時及び乾燥時には、たき火、火入れ、野焼きをしてはいけません。枯れ草等のある火災が起りやすい場所でもたき火をしないようにならしましょう。

火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火されたことを確認!



NJ素流協令和6年度 第2回林業講演会を開催します!

令和6年度の第2回林業講演会を次のとおり開催します。

【テーマ】

本当は気づかう必要のある林業アイテムはこれだ!!

【開催日】

3月25日(火)

13時00分〜16時30分

【会場】ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング 4階メトロポリタンホール(定員60名)
※Zoomウェビナーによるオンライン配信も行います

【内容】

作業グッズの活用や高性能林業機械の導入、作業環境の改善などの工夫事例についてご講演いただきます。

【講師】

- 静岡県林業研究グループ連絡協議会 会長 片平 有信氏
- 有限会社丸大県北農林 代表取締役 大粒来 仁孝氏

- 株式会社アクティオ 林業仙台センター 石川 凌平氏

講演の後、鈴木理事長の進行により、講演者との意見交換及び会場との質疑応答も行います。

内容の詳細、参加申し込みにつきましては別途案内をご覧ください。皆様の参加をお待ちしております!

日本政策金融公庫の広報誌にNJ素流協が取り上げられました

日本政策金融公庫が発行する「AFCフォーラム」の2025年冬2号の特集でNJ素流協が取り上げられています。

この特集は、林業ライターの高橋雄氏による執筆で、流通機能の活用で木材の安定供給に取り組む木材業者の1つとしてNJ素流協が紹介されていて、日本政策金融公庫のホームページから見ることもできます。

日本政策金融公庫HP
<https://www.jfc.go.jp/n/findings/afc-month/202503.html>



ご協力いただきました 樹種・材種について

現在の需給情報を以下の通りお

知らせします。

- スギは、集成材工場で原木不足の為、制限なく納入可能。
- 合板工場はスギの納入が増え、在庫が増加傾向(納入制限あり)、カラマツ・アカマツについては工場の原木在庫が不足しており、制限なく納入可能。

● 製材用のスギ中目材の引き合いが特に強い!(小径木も不足) 詳しくは営業担当までご連絡ください。

鈴木理事長の読解本 第2弾制作決定!

NJ素流協ニュース第238号を以て、鈴木信哉理事長のコラム「気になる木」、「耳からウロコ」が100話を突破しました。

そこで、それぞれのコラム51〜100話までをまとめた読解本第2弾の上梓が決定しました!販売時期や価格等詳細が決まりましたらまたお知らせいたします。お楽しみに!

ちよつと気になる木の話

時代の変遷と供給ギャップ

— 小径木不足時代は、
大は小を兼ねるのか? —

今から40年前を振り返る。柱角林業と化粧材林業全盛時代である。18(16)cm(22(24)cmの柱角用と36cm上の大径高齢級材の需要真つ盛りである。当然、天然秋田杉、天然青森ヒバ、天然木曾檜といった天然木と、吉野スギ、尾鷲ヒノキ、天竜スギ・ヒノキといったブランド材が幅を利かせ、東濃ヒノキ、津山・美作ヒノキ等の新ブランドも登場していた。

この時代の齢級構成は、当然棒グラフ上は8齢級左に寄ることとなる。現在のトップの12齢級から8齢級引くと4齢級となる。ここで、間伐となる。そのため、小径木を伐り捨てせずに利用できる加工工場が必要となり、間伐材利用対策として小径木加工工場への国の投資が進むこととなる。そのため、純粋民間企業でなく、森林組合、事業協同組合が担うこととなった。現在は、齢級構成から考えれば、当然休廃業となった工場も多数である。

この時代のすぐ後には、逆に売れない中目材(24cm(34cm)の需要開拓が求められ、ログハウス振興の理由の根拠ともなったのである。時代が進むと、齢級は右により、工場の設備投資は、中目材工場に集中する。ここに、ツインバンドソー、チップキャンターが入り、集材ラミナをはじめ、梱包材・板材の生産にシフトすることとなる。合板工場の国産材利用も大きな中目材利用となる。こうして、山側からすると、中目材需要には困らなくなってきたのである。そこで、今である。齢級構成は更に右にシフトしている。

こうなると、大径材利用が課題である。40年前なら36cm上は化粧材需要があったが、和室文化の衰退もあり、その用途には需要が明らかに減少している。でも、今でも高齢級大径材不足でしょ?とところが、この需要には、抜打ち始め、林業経営投資した立木が必須で、ほったらかし大径材は利用が難しいのである。やつと、合板工場も製材工場も大径材利用工場投資が始まってきている。

一番の問題は、パーカーの利用径級範囲である。末口50cm、元口60cmまでが多いが(製材工場は若干径級幅が下がる)、

これを超えるパーカー設置も求められる大径材時代である。パーカー機械メーカーの大径材高速化が必要かなく?そして、製材工場では、大径材から製品の木取りを工夫して、製品歩留まりを上げることが採算性向上には欠かせない。

このように、戦後、拡大造林政策の成果により、人工林齢級構成は右に右にシフトし、時代の変化に対応している現状となっている。

過去の歴史を振り返るとこうなるが、かつて投資した、小径木工場、中目材工場は今後どうなるのか?時代が変わったから知らんぷりするの?それは企業が自分で考えるのが当然か?である。

私なりに、こう考える。何故齢級構成が右に右に寄るのかは、時代の要請を受けても、山林所有者は、皆伐したわけではなく、間伐中心だった。加えて、その齢級で皆伐する人が急増したわけではないのである。加えて、山林は地質・標高等によって、成長度合は全く均一でなく、かなりの幅がある。分かりやすく言うと、同じ50年生のスギでも、胸高直径も小さく樹高も低いスギと、胸高直径が大きく樹高も高いスギとの差は大きいのである。そこで、足りない径級の工場には、この山林の違いを利用していくのが

当然である。そこには、奥山への林道アクセスの拡大、タワーヤード等集材方法の変更等が必要となる。手つかずの奥山は極めて多いといえる。

でも、ちよつと待てよ! 国道・県道・市町村道の道脇には、除伐・間伐も一切していない小径木だらけの山林多いよね。山林所有者が、そこしか持っていないとかで全く自分の山に関心のないところが多い。いわば、植えっぱなしである。小径木加工工場では最も利用価値がある。土木用材にもバッチシであり、搬出コストも極めて安い。でも何故やらないのか?それは、所有者が地元に住まない、居ても山に関心は無いかな? 実は素材生産業者が、価値が無いと自分で判断していることが最大の理由だと思われる。思い込みチェンジ!! 「宝の山」である。是非! 価値を見直して欲しいし、販売先は相談していただきたいものである。

最後に、今の造林の植栽本数は、2千本(2千5百本)とかが多い。以前書いたように、足場丸太不足問題もある。昔のように、5千本(1万本)本植えの山は、小径木需要を見越して除伐・間伐で、造林以上の利益が出るかも知れない。人と違うことをやるのも林業という「業」の意味かな?!

令和7年2月分の販売実績

樹種	合板・LVL用			製材・集成材・その他用			計		
	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	14,261	94.8	127.7	13,351	113.7	111.2	27,612	103.1	119.2
カラマツ	5,748	113.1	100.4	231	255.7	247.1	5,979	115.6	102.7
アカマツ	2,379	69.3	62.1	50	26.9	12.3	2,429	67.2	57.4
その他	64	67.8	*	664	256.7	79.6	728	206.3	87.3
合計	22,453	94.9	108.4	14,295	116.4	107.2	36,748	102.3	107.9

樹種	燃料用		
	当月出荷量 (t)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	2,601	88.8	71.6
カラマツ	3,017	93.5	68.7
アカマツ	859	72.4	55.6
その他	1,026	137.4	286.5
合計	7,503	92.8	75.6

樹種	今年度累計			
	合板・LVL用 (m³)	製材・集成材・その他用 (m³)	計 (m³)	燃料用 (t)
スギ	140,689	138,673	279,363	40,456
カラマツ	58,188	2,210	60,397	42,145
アカマツ	26,088	1,397	27,485	12,160
その他	357	2,310	2,667	7,068
合計	225,322	144,590	369,912	101,830
目標達成率 (%)	93.9	82.6	89.1	75.4
計画量	240,000	175,000	415,000	135,000

注)*印は前月又は前年同月実績がなかったことを示す。

【令和7年3月の需給動向】

- 合板工場のスギは在庫が安定し、引き合いは弱まったがその他の樹種は不足傾向。
- 集成材・製材工場は原木在庫が少なく引き合いは強い。この状況は当面続く見込み。
- 燃料用(針葉樹)は不足傾向、受入工場が増え、出材が分散したことが影響している。

耳からウロコ

林野庁所管以外の国有林
— 何かあると気がつく? —

ある時、問い合わせが届いた。日本三景の一つである宮城県の松島で「松枯れが発生している。早く、国有林なんだから処理・対策しろ…」とのことである。調べたら大蔵省(当時)所管国有林であった。大蔵省に申し入れに行ったら、「うちで発注する予算は計上していないので、そちらでやってほしい」とのことであった。

確かに、統計をみると、ほんのちよつとだけ林野庁所管以外の国有林は存在するのである。最も多いのが、文部省(当時)であった。何かといえば、大学演習林である。全国に13万ha位あったと記憶している。北海道大学と東京大学がほぼ大半を占める。何故かと聞くと、京都大学、九州大学も大量に演習林を持っていた。戦前に、台湾、朝鮮半島、南樺太に大量に所有していたが、終戦後無くなり、結果こうなったのだという。他に林学系大学も多数あるが、戦前、農商務省は農商務省所管国有林の演習林設置を認めなかったためと書かれている。戦後、岩手大学、信州大学をはじめ、林野庁所管国有林から大学演習林に分割されることとなったのである。

現在は、林学系各大学とも少面積ながら、

大学演習林を所有している。このことがよくわかったのが、信州大学の伊那の演習林である。災害で道が壊れたので、国有林の林道を使わせて欲しいとの相談である。よく図面を見ると、谷の右側と左側で国有林と大学演習林が分かれている。分割したところが即納得である。逆のケースもあり得るので、もちろん了解し、相互利用協議をしたと思う。

意外な事案でわかったこともある。京都大学芦生演習林である。京都府旧美山町で、ダム建設の話があり、芦生演習林に関わることとなったが、実はここは、地元共用林野の貸付地であることがわかった。演習林の土地は大学所有ではなかったのである。何と99年契約だという。「うーん」それだとイギリスの香港契約と一緒じゃん。この事実はびっくりだった。ダム建設計画は無くなり、芦生演習林はそのままである。

国ではないが、難しいのは財産区有林である。財産区は、旧市町村有であり、合併市町村に移管されなかった森林である。財産区の所管は自治省(当時)であり、中々さわりがたい存在であるが、今この財産区有林をどうするかは大きな課題である。更なる広域合併と人口減少で人もいなくなっている。財産区で事務所・常勤職員がいたのは、福井県若狭しか記憶にない。原発の線下補償で運営できていた。さて、これからどうするか?である。